

令和 5 年度公共事業 再評価

- ・ 対象事業箇所 「一覧表」
- ・ 対象事業箇所 「位置図（事業課毎）」

佐賀県公共事業評価実施要領（抜粋）

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。

（2）再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。)
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
- ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。なお、再評価実施後5年間が経過する前に、工期延長または事業費増額の変更を行う事業については、変更前の工期内かつ変更前の事業費を超過する前までに再評価を実施する。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。

令和 5 年度公共事業再評価対象事業一覧表

※実施要領第 2 条（2）②に該当する事業

No.	事業名	地区又は箇所名	事業期間	事業箇所	事業主体	担当課	再評価理由	対応方針	備考
1	経営体育成基盤整備事業	鍋島本村	(今回：H26～R7)	佐賀市	県	農地整備課	10年以上継続	継続	
2	かんがい排水事業	多久導水路	(今回：H26～R14)	多久市、小城市	県	農地整備課	10年以上継続	継続	
3	森林基盤整備交付金事業	二里・下分線	(今回：H26～R8)	伊万里市	県	森林整備課	10年以上継続	継続	

※実施要領第 2 条（2）④に該当する事業

No.	事業名	地区又は箇所名	事業期間 (前回再評価時事業期間) (変更事業期間)	事業箇所	事業主体	担当課	再評価理由	対応方針	備考
1	広域河川改修事業	佐賀江川	(前回：S48～R10) (今回：S48～R20)	佐賀市、神崎市	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
2	広域河川改修事業	本庄江	(前回：S52～R10) (今回：S52～R20)	佐賀市	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
3	総合流域防災事業	牛津江川	(前回：S40～R10) (今回：S40～R15)	小城市	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
4	広域河川改修事業	田手川	(前回：S41～R15) (今回：〃)	神崎市、吉野ヶ里町	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
5	広域河川改修事業	寒水川	(前回：S54～R15) (今回：〃)	みやき町	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
6	広域河川改修事業	切通川	(前回：S50～R15) (今回：〃)	神崎市、みやき町、上峰町	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
7	総合流域防災事業	佐志川	(前回：S58～R5) (今回：S58～R15)	唐津市	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
8	総合流域防災事業	川添川	(前回：S54～R6) (今回：S54～R11)	武雄市	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	
9	総合流域防災事業	浜川	(前回：S56～R14) (今回：〃)	鹿島市	県	河川砂防課	再評価実施後 5 年経過	継続	



